

1. 地域運営組織とは

■ 背景

これまで、まちづくりなどの地域活動は、区・自治会が中心となって行われてきました。しかし、人口減少や高齢化、区・自治会への加入率の低下による構成員の減少や、環境変化によって、地域の運営が成り立たなくなっている地域が増えてきています。

さらに、橋本市の財政も上向きになってきているものの、行政がこれまでと同様にサービスを維持、提供していくことは年々困難な状況になっており、市民と行政がそれぞれの役割分担を明確にし、相互理解したうえで協働のまちづくりを行う「新しい仕組み」を構築していく必要があります。

■ 橋本市の自治と協働をはぐくむ条例（通称 はぐくむ条例）

そのような状況の中、将来のまちづくりの基本理念と基本原則を明らかにし、市民と行政の協働によるまちづくりをするため『橋本市の自治と協働をはぐくむ条例』を平成 31 年 4 月から施行しています。この条例には、住み慣れた地域で、子どもから高齢者まで地域全体で支えあいながら、安全安心な生活が送れるまちを実現したいという思いが込められています。

■ 地域運営組織

はぐくむ条例の第10条には市民による自主的なまちづくりを行うために、地域運営組織を設立できると記載されています。地域運営組織とは、区・自治会に加えて、第2層協議体や自主防災会、共育コミュニティや地域食堂を運営する団体など、地域で活動する個人や団体が、自分たちが理想とする地域を自分たちで考え、地域運営を行う仕組みのことです。地域の身近な課題を解決するためには、各種団体が単独で活動するよりも、地域全体で意見を出し合い、連携・協力して活動することによって、より地域住民の要望に的確に応えることができると考えています。



地域運営組織とは、既存している地域で活動する個人や団体が、自分たちが理想とする地域を実現するために、各団体が個々で活動するのではなく、地域全体で意見を出し合い、連携・協力して活動を行う新しい仕組みのこと

○地域運営組織のイメージ図

地域運営組織	
「総務・広報部門」	主な担い手
・市広報や回覧の配布 ・地域広報紙の発行	区長連合会 区・自治会
「防災・防犯部門」	主な担い手
・防災訓練 ・危険箇所点検 ・こども見守り ・空き家対策 ・防災キャンプ ・青パト	区・自治会 自主防災会 消防団 青少年健全育成会 地域安全推進委員 交通指導員
「生活支援部門」	主な担い手
・買い物支援 ・移動支援 ・ゴミ出し支援 ・傾聴ボランティア	区・自治会 第2層協議体 民生委員・児童委員 社会福祉協議会
「教育・子育て部門」	主な担い手
・学習支援 ・家庭教育支援 ・子どもを中心としたコミュニティの形成 ・人権啓発 ・放課後の居場所づくり	共育コミュニティ 学校運営協議会 母子保健推進委員 青少年健全育成会 人権啓発推進委員 民生委員・児童委員
「健康・福祉部門」	主な担い手
・げんきらり～ ・ふれあいサロン	げんきらり～ ふれあいサロン 老人会
「まちづくり部門」	主な担い手
・こども、高齢者、地域食堂 ・美化活動 ・環境問題	区・自治会 第2層協議体 衛生自治会

各団体が個々で活動するのではなく、地域全体で意見を出し合い、連携・協力して活動することによって、地域の身近な課題を解決する。

2 橋本市地域運営組織検討懇話会

目 的

橋本市の自治と協働をはぐくむ条例(平成30年橋本市条例第34号)第10条に規定する地域運営組織の基本方針(地域運営組織設立要件)の策定に当たり、一定の統一した組織体制の整備が必要となることから、関係者から意見を聴取し、橋本市にとって「どのような体制の地域運営組織がふさわしいのか。」「区域はどの単位がいいのか。」など地域運営組織の設立要件を設定するため、橋本市地域運営組織検討懇話会を設置しました。

区分		団体・役職	氏名
1号委員	学識経験者	認定NPO法人わかやまNPOセンター理事長 和歌山県NPOサポートセンター所長	志場 久起
2号委員	各種団体	橋本市区長連合会 (座長)	乾 幸八
		橋本市区長連合会	廣岡 慶三
		げんき倶楽部はしもと	岸田 昌章
		自主防災組織連絡協議会	北阪 裕二
		橋本市介護保険施設連絡協議会	堀畑 佳久
		橋本市母子推進員	小弓場小夜
3号委員	橋本市職員	いきいき健康課	岸部 利美
		生涯学習課	井元 球二

委 員

学識経験者、関係機関及び団体の代表者等、橋本市職員の計9名で構成

会 議

令和元年度から令和5年度まで 計9回

その他

庁内においても、主に協働事業や地域単位で活動する団体を所管する課・室を中心に地域運営組織庁内検討委員会を設置し、地域運営組織の設立要件や協働の現状について情報共有を行った。

3. 地域運営組織検討懇話会の取り組み

方針の決定とコロナ禍による方針変更

令和2年2月17日(月)の第4回の懇話会において

区長会と第2層協議体の地区割りをベースに10地区で、令和5年の後期長期総合計画スタートに合わせて福祉を中心とした地域運営組織の立ち上げを目指すことを決定。

令和2年度から109区・自治会で地域懇談会を実施する予定だったが・・



コロナウイルス感染症の拡大により延期せざるを得ない状況に



令和3年7月6日(火)第5回懇話会でR2年度に実施予定だった地域懇談会がコロナ禍により実施できなかったこと、懇話会や議会等でじっくり進める方がよいのではないかと、提言があったため、

令和5年を延伸し令和10年の第3次長期総合計画スタートに合わせて福祉を中心とした地域運営組織設立を目指すことに変更。また、地域運営組織の設立については、3年以内となっていたため条例を5年以内に改正を行った。

令和4年度より再スタート

当初は、地域運営組織設立要件を制定するため、109地区で地域懇談会を実施し意見聴取をした上で橋本市にあった設立要件を制定する予定だったが、方針で区長会と第2層協議体の地区割りをベースに10地区で福祉を中心とした地域運営組織設立を目指すことになったことから、第2層協議体の支援を行いながら意見聴取することに方向転換を行った。



令和4・5年の2年間で延べ200回程度(年間100回)第2層協議体等に出席し、支援を行うとともに意見聴取を実施した。



橋本市地域運営組織規則(案)を作成、懇話会で承認、内部の審査を受け、令和6年4月1日施行予定。